

## 阿賀野市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の14第1項の規定により、新潟市との間に次のとおり阿賀北葬斎場における新潟市の火葬に関する事務の委託を受けた。

令和4年1月6日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市と新潟市の阿賀北葬斎場における新潟市の火葬に関する事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、新潟市（以下「甲」という。）の事務の一部を阿賀野市（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 甲は、阿賀北葬斎場における甲の火葬に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

（管理及び執行の方法）

第3条 前条に規定する委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲及び乙の長が協議して定める。この場合において、乙は、予め、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲に送付しなければならない。

（予算の計上）

第5条 乙は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（使用料）

第6条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料（又は手数料

等)の収入は、すべて乙の収入とする。

(経費の繰越使用)

第7条 乙は、各年度において、その委託事務の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第8条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第9条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くことができる。

(条例等の改廃の場合の措置)

第10条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、乙は、予め、甲に通知しなければならない。

2 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等が制定又は改廃された場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、甲は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託の廃止の手続き)

第11条 甲及び乙の長は、委託事務を廃止するときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議するものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。